

国⼾庁から社団医療法人を設立された皆さまへのお知らせ

※税理士の関与がある場合には、税理士の方にも本紙をお渡しください。

基金拠出型の社団医療法人における基金に関する法人税及び消費税の取扱いについて

- ◎ 平成 19 年 4 月 1 日に施行された医療法の一部を改正する法律において、出資持分のある医療法人は設立できないこととされました。
- ◎ この改正に伴い、基金への拠出を募集することができることとされましたが、この基金の額については、法人税法及び消費税法上の資本金又は出資金の額には該当しませんのでご注意ください。
- ◎ このため、所轄税務署長に提出する「法人設立届出書」の「資本金又は出資金の額」欄には、基金の額を記載せず、「0円」と記載するようお願いいたします（裏面参照）。
- ◎ この取扱いについて詳しくは国⼾庁HP（<http://www.nta.go.jp>）に掲載しています。
[掲載場所：トップページ>税について調べる>文書回答事例>法人税]

（参考）

次のとおり、法人税の所得金額の算出や消費税の納税義務の判定の際に、誤って「基金の額」を資本金又は出資金としている事例があります。

- 1 法人税法第 37 条《寄附金の損金不算入》の規定など、法人の資本金等の額を基礎として損金算入限度額を算出する場合に、当該資本金等の額を誤って基金の額にして損金不算入額を計算している例
- 2 消費税法第 12 条の 2 《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定により消費税を納める義務が免除されない新設法人に該当するか「資本金の額又は出資の金額」を基に判定する場合に、誤って基金の額を基に判定している例

この文書に記載されている事項につきまして、お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。



さらに便利で使いやすく！ネットでもどこでも申告・納税
e-Tax についての詳しい情報は、e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

(裏面)

法人設立届出書				※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	(フリガナ) 法 人 名				
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 _____ 電話() _____		
	納 税 地		〒 _____		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		_____ ㊟		
代 表 者 住 所		〒 _____ 電話() _____			
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日		
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日	
事業の目的	(定款等に記載しているもの)		支店・	名称	所在地
	〇円と記載 ※基金の額は記載しない		記載しない ※消費税の課税事業者となることを選択する場合には、別途届出書の提出が必要となります(詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください)		
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()				
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称 納 税 地 業 種				
設立の形態が2~4である場合の適格区分	適 格 ・ そ の 他		1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号: (発行年月日: 年 月 日)) 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他()		
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日		添付書類等		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無				
関 与 税 理 士	氏 名				
	事務所所在地		電話() _____		
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名				
	連結親法人の納税地	〒 _____ 電話() _____		所轄税務署	
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人	連結子法人	
		年 月 日	年 月 日		
税理士署名押印 _____ ㊟					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印
					年月日 確認印